

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・12・24
						決裁	27・12・24
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会						
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 6 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム						
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ						
開催日時	平成 27 年 12 月 21 日 (月) 午後 1 時 50 分 ~ 午後 2 時 20 分						
開催場所	議会第 3 会議室						
出席者	くらし安心部長		福祉部長		こども健康部長		
	教育部長		政策部長(チームリーダー)				
	事務局	公共施設再配置推進課長		公共施設再配置推進課主査			
議 題	1 低利用時間帯の有効活用における利用者の選定						
配付資料	資料 公共施設の低利用時間帯の有効活用 利用申し込み一覧						
会 議 結 果							
<p>① 前回PT会議で了承いただいた募集要項に基づき、12月1日から15日までの期間で利用者を募集したところ、4者からの応募があった。このうち3者は先立って行った活用提案の提案者であり、対話の概要については、前回PTでも提示した。1者は利用者募集の段階で新規に応募してきた方で、書類の提出時に内容のヒアリングを行った。その一方で、提案があった1者については、採算性という点で応募には至らなかった。事務局としては、応募の4者とも募集要項の利用条件を満たし、施設を利用していただくことに特段の支障がないと判断するため、利用者として選定したいと考える(資料)。</p> <p>② 曲松児童センターに駐車場がないことについて応募者は理解しているか。 ⇒対話の時点で確認している。応募者は別に駐車場を備えた事業展開の場所を有しており、児童センターでは駅前という立地を生かした事業を行うようである。</p> <p>③ 曲松児童センターの夜間管理委託(時間単位の契約)との関係はどのようなか。 ⇒現在、施設全体で夜間利用の日数は年間の3分の2程度であり、委託時間数が増える可能性はあるが、委託料は使用料を下回っており、本市が赤字になるものではない。</p> <p>④ 今回は試行ということであるが、試行期間が終了して実績を検証し、その結果を踏まえたうえで全庁的な使用料の改定に移っていくという予定でよいのか。 ⇒現時点ではそのように考えている。</p> <p>⑤ 開始後の新たな申し込みには対応するのか。 ⇒曲松児童センターの会議室B及び創作活動室については、今回応募が無かったため、年度途中で対応する可能性はある。保健福祉センター第2会議室については、通常の利用を妨げることになるので、年度途中の対応は難しいと考えている。</p> <p>⑥ 本PTとしては、応募の4者を利用者として選定することとする。許可条件等は、今後、行政財産の使用許可の中で適切に対応する。</p>							
備考							